

## 『改正入管法施行後も非正規滞在者に対する必要な行政サービスの維持を求める会長声明』

2012年7月9日、外国人の在留管理を強化する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」及び「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行された。

これにより、外国人登録証が廃止されるとともに適法に在留する外国人に対し、在留カードが発行され、外国人住民が新たに住民基本台帳法の適用対象に加わり、住民基本台帳が行政サービスの提供の基盤とされることになった。

他方で、非正規滞在者については、在留カードの発行も住民基本台帳の作成もなされないことになった。この点、法改正時からの議論として、非正規滞在者は、法改正以前は受けることが出来ていた行政サービスを受けることが出来なくなるのではないかという懸念があった。

このような懸念を受けて、改正住民基本台帳法（平成21年7月15日法律第77号）附則23条は、法改正後もなお非正規滞在者が従前の行政上の便宜を受けられることとなるよう必要な措置を講ずることとする旨を規定している。

しかしながら、非正規滞在者が従前の行政サービスを受けることができることについての各自治体職員への周知不足や非正規滞在者に関する記録の管理が困難になったことで、非正規滞在者が行政サービスを受けることにつき、事実上の障害が生じているという懸念は払拭できない。

そこで、群馬弁護士会は、法改正後、非正規滞在者に対する行政サービスが従前と同様になされているか把握するため、群馬県内の35市町村に対しアンケートを実施した（うち28市町村が回答・回収率80%）。

実施したアンケートの内容及び結果は別紙のとおりである。

かかるアンケートの結果をみると、「行政サービスの担当部署の職員に対し、非正規滞在者に対する行政サービスは住基法の改正によって変更しないことを周知したか」という質問に対して、「周知していない」が13市町村（46.4%）に及んだ（Q1）。また、周知の方法についても、研修会の実施や会議を行っている自治体もあれば、口頭・掲示で済ませている自治体もあるなど、周知方法につき自治体ごとにばらつきがみられる（Q2）。

さらに、「法改正以後、各自治体に居住している非正規滞在者及び今後居住する非正規滞在者の情報の把握・記録・管理の方策を採っているか」との質問に対しては、「②採っていない、③検討中」が26市町村（92.8%）に及んだ

(Q5)。共通照会システムに登録して他の部署にも情報提供を行っている自治体が1自治体ある他はほとんどの自治体で非正規滞在者情報の把握・記録・管理の方策が採られていない。実際、多くの自治体が、非正規滞在者について、的確な情報を把握することが困難であることを指摘している(Q13)。

各行政サービスについての質問については、非正規滞在者の児童生徒の就学が可能か否かについて、「①可能」と回答したのは、12市町村に留まった(Q15)。

また、医療関連の行政サービスについては、例えば、母子手帳の交付を行うところ(12)、定期予防接種を行うところ(10)、入院助産を行うところ(0)、更生医療を行うところ(0)、結核医療を行うところ(2)、行旅病人として取り扱うところ(10)であった(括弧内は回答した市町村の数)。

行政サービスについては、未だ検討中の市町村も多いとはいえ、いずれも低調な数字といえる。

以上のようなアンケート結果を受けて、群馬弁護士会としては、以下の点を各自治体及び政府に対して求める。

#### ① 非正規滞在者に対する行政サービスに変更がないことの周知徹底

非正規滞在者に対する行政サービスは改正によって変更しないということの周知が不十分であるため、非正規滞在者が従前と同様の行政サービスを受けられず、最悪の場合はその生命が危ぶまれるおそれがある。

かかる事態を防止するために、各自治体に対しては、法改正後も非正規滞在者に対する行政サービスの内容には何らの変更はないことを単に、口頭で知らせるだけでなく、書面の配布や必要に応じて研修会を開くなど担当職員に対する周知を徹底し、行政サービスが決して停滞することのないよう、適切な対応を求める。

加えて、域内の外国人に従前の行政サービスを受けることができる点につき変更がないことを周知するよう求める。

他方、政府に対しては、各自治体に担当職員や域内外国人に対する周知を促すよう求める。

#### ② 管理方法に関する必要な措置の実施・統一指標の策定

従来の行政サービスを困難とするその原因として、非正規滞在者に関する情報管理の収集・記録・管理が困難であるという点が浮き彫りになっている。

そこで、各自治体に対し、各自治体における有用な資源(例えば、民生委員や共通照会システムなど)を十分に活用した情報収集体制の構築、適切な情報の記録管理体制の構築のため、一層の努力を求める。

また、政府に対しては、このような混乱する各自治体に対して、自治体の実状を十分に踏まえた上で、適正かつ実効的な非正規滞在者の情報の収集・記録・管理方法を検討し、各自治体に示すとともに、必要な支援をするよう求める。

今後、非正規滞在の外国人にこれまで提供されていた行政サービスが提供されないこととなると、わが国も批准している国際人権規約や児童の権利に関する条約などの国際条約上の義務に違反し、自然人が有する基本的人権を侵害させ、人道的にも許されない状態を生じさせることになる。

政府や各自治体には、そのことを十分に理解したうえで、以上の必要な措置を講ずるよう求める。

平成24年11月20日

群馬弁護士会 会長 石原 栄一